

川南町空き住宅利用家賃助成金交付要綱

令和2年4月16日告示第65号

(趣旨)

第1条 この告示は、空き住宅の有効利用を図るとともに、本町への移住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、予算で定めるところによりその家賃相当額の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人 法律及び法律で定めるところにより法人格を有するものをいう。
- (2) 雇用者等 雇用契約等により法人に使用される労働者をいう。
- (3) 空き住宅 川南町空き家バンク要綱（平成27年川南町告示第45号。以下「空き家バンク要綱」という。）第4条により川南町空き家バンクに登録された住宅をいう。
- (4) 所有者等 空き家バンク要綱第2条第2項に規定する所有者等をいう。
- (5) 家賃 建物賃貸借契約に定められた月ごとの賃借料のうち実際に支払う額をいう。

(助成金の対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、この助成金の趣旨を考慮して町長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 町内に事業所を有する法人の雇用者等で、当該町内の事業所に勤めていること。
- (2) 正規の雇用者等（パートタイム労働者その他の非正規雇用でないものをいう。）であると町長が認めるものであること。ただし、一定の試用期間等の後に正規の雇用となるものにあつては、正規の雇用者等とみなす。
- (3) 町内の空き住宅の所有者等と建物賃貸借契約を締結し、当該空き住宅に居住していること。
- (4) 同じ空き住宅に居住する全ての者が当該空き住宅の所有者等と2親等以内の親族関係にないこと。
- (5) この告示の施行日以降に本町の住民となった者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する本町の住民基本台帳に登録された者をいう。この号及び第6条第2項において同じ。）で、当該住民となった日前1年において本町の住民でなかったものであること。

- (6) 同じ空き住宅に居住する者の全てが、過去にこの告示による交付の対象とされたことがないこと。ただし、助成期間中に婚姻等の事由により同じ空き住宅に居住することとなった場合は、この限りでない。
- (7) 世帯を構成する者の全てが本町の住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。ただし、当人の責によらない滞納がある場合を除く。
- (8) 生活保護その他の住宅への入居に係る公的給付を受けていないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (11) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(助成金額)

第4条 助成金額は、対象者が居住する空き住宅の家賃の2分の1以内とし、月額2万円を限度とする。

2 助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成期間)

第5条 助成を行う期間（以下「助成期間」という。）は、最大で36月間とする。

2 助成期間は、1月を単位とし、1月に満たない場合は、1月とする。

(助成金の申請)

第6条 空き住宅利用家賃助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、年度ごとに川南町空き住宅利用家賃助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、当該申請の前年度に次条の規定による交付決定を受け、当該決定の助成期間に到達していないときは、書類の添付を省略することができる。

- (1) 建物賃貸借契約書の写し
- (2) 雇用証明書その他雇用者等であることを証する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する助成金の交付申請は、初回の申請にあつては本町の住民となった日から起算して1年以内に、2回目以降の申請にあつては各年度の4月20日までに申請しなけ

ればならないものとする。

(交付の決定通知)

第7条 町長は、助成金の交付申請があったときは、速やかに審査して交付の可否を決定し、川南町空き住宅利用者貸助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付及び請求)

第8条 助成金は、助成期間内において、月ごとに交付するものとする。

2 前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、川南町空き住宅利用者貸助成金請求書（様式第3号）に同意書（様式第4号）を添付して町長に助成金を請求するものとする。

3 町長は、助成金の請求があったときは、速やかに審査し、適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

(資格の喪失)

第9条 交付決定者が第3条各号（第6号ただし書を除く。）のいずれかに該当しなくなったときは、当該事由の発生した月の翌月から助成金を受ける資格を喪失する。ただし、子供の出産又は出産の予定等による一時転居の場合若しくは町内の他の空き住宅に転居した場合は、助成金を受ける資格を喪失しない。

2 交付決定者が、第12条に規定する実績報告及び第6条第2項に規定する助成金の交付申請を4月20日までに行わなかったときは、その日以降助成金を受ける資格を喪失するものとする。

(変更届)

第10条 交付決定者は、前条の規定により助成金を受ける資格を喪失したとき、又は当該決定を受けた助成期間内に第6条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、川南町空き住宅利用者貸助成金変更届（様式第5号）に当該変更となったことを証する書類を添えて速やかに町長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第11条 町長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正行為により助成金を受給したときは、川南町空き住宅利用者貸助成金交付取消通知書（様式第6号）により交付決定を取り消し、助成金の全部又は一部を川南町空き住宅利用者貸助成金返還請求書（様式第7号）により返還させるものとする。

2 前項の規定による助成金の返還請求を受けた交付決定者は、町長が定める期限までに助成金を返還しなければならない。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、当該決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日までに、川南町空き住宅利用者賃助成金実績報告書(様式第8号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 家賃納入証明書(様式第9号)又は家賃支払が確認できる書類

(2) その他町長が必要と認める書類

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。